

医師臨床研修に関するQ&A(都道府県編)

医師臨床研修に関するQ&A(都道府県編)

区分		質問	回答
都道府県調整枠の配分	地域枠学生の受け入れ調整と募集定員の配分	<p>修学資金を貸与している、いわゆる「地域枠学生」について、都道府県が、マッチング前に研修予定の病院と受け入れの調整をしてもよいですか。</p> <p>また受け入れる病院に、地域枠学生分の募集定員を調整枠から配分してもよいですか。</p>	<p>都道府県が、「地域枠学生」の受け入れについて、マッチング前に研修予定の病院と調整することは可能です。</p> <p>また地域枠学生分の募集定員については、研修予定の病院との受け入れ調整が行われているかどうかに関わらず、当該都道府県が調整枠から配分することができます。</p> <p>なお、地域枠学生も他の学生等と同様にマッチングに参加し、研修先を決定することになります。研修予定の病院を調整した場合は、学生及び病院双方に、そのことを十分に理解して希望順位登録するよう伝えてください。</p>
	各病院の研修体制の把握	<p>調整枠の配分にあたり、より各病院の実情を踏まえて行うため、管内の臨床研修病院及び大学病院における研修体制を把握したいと考えています。どのような方法がありますか。</p>	<p>都道府県が希望する場合、臨床研修にかかる事務手続について、管内の各病院が都道府県を経由して厚生労働大臣(地方厚生局)に書類を提出する方法を選択することができます。希望する場合は、管轄の地方厚生局に4月末までに申請してください。</p> <p>また、研修体制を把握するために、病院の同意を得て、都道府県が実地調査を行うこともできます。</p>
都道府県による基礎数の配分		<p>都道府県調整枠だけでなく、基礎数も都道府県が配分できるようにするには、どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>都道府県は、基礎数の配分を希望する場合、4月末までに管轄する地方厚生局に当該方法を選択する旨を申請してください。</p> <p>地方厚生局において申請内容を確認後、都道府県から、管内の各病院に対し当該都道府県が基礎数を配分する旨をあらかじめ通知したうえで、基礎数の配分結果を調整枠の配分結果とあわせて地方厚生局に提出していただきます(6月末予定)。</p> <p>なお基礎数の配分にあたっては、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配分を決めるに当たっては、地域協議会等、臨床研修に関して関係者が協議する場において意見を聴くこと。 配分を決めるに当たっては、病院が行っている医師派遣等の実績を勘案し、地域医療が安定的に確保されるよう配慮すること。 <p>また、小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、都道府県調整枠から4を配分してください。</p>